

(議長)

次に、お手元に配布してございます、追加議事日程及び議案について、これを本日の日程に追加し、直ちに審議したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

したがって、本日の日程に追加し、直ちに審議することに決定いたしました。

(議長)

追加日程第1、承認第2号、江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、議題といたします。

提案の理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

承認第2号、江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

地方税法及び同法施行令の一部改正に伴い、令和6年2月29日に専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

「税務課長」

税務課長。

(議長)

税務課長。

「税務課長」(補足説明)

それでは、承認第２号、江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての補足説明をさせていただきます。

議案書は追加議案書の（その２）の２ページから３ページ。資料につきましては、追加資料ナンバー２の１ページから２ページの、資料４４の新旧対照表となります。

本改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律などが、令和６年２月２１日に公布され、同日から施行されたことに伴い、専決処分を行ったものでございます。改正内容でございますが、本年１月１日に発生した能登半島地震の被災者の国の税制対策として、住宅や家財などの損害に応じて税負担を軽くする雑損控除について、１年前倒しして令和６年度分の個人住民税から適用対象とする特例規定が設けられたことから、一部改正するという内容でございます。

以上が、一部改正の内容となっておりますので、ご審議方、よろしくお願い致します。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

（議長）

承認第２号、江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手全員であります。

よって、承認第２号については、原案のとおり承認されました。